

入札時に提出する雇用確認書類について

令和 8 年 3 月 23 日

建設工事及び建設工事関連業務委託の入札等における配置予定技術者等の雇用確認については、これまで監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、有効期限前の健康保険被保険者証等により行ってきました。

このうち健康保険被保険者証については、マイナ保険証への移行に伴い令和 7 年 12 月 2 日付けで有効期限が到来しました。沼津市では、医療機関における暫定的な取扱いにならない、制度移行後においても健康保険被保険者証による雇用確認を継続していますが、令和 8 年 4 月以降に公告を行う案件においては、配置予定技術者等の雇用確認書類として健康保険被保険者証を使用できないこととなりますのでご注意ください。

なお、これまでどおり監理技術者制度運用マニュアル二一四（２）（１）記載の確認資料を提出いただくこととなりますが、提出予定の書類が雇用確認書類として適切かどうか疑義のある場合は、当該書類をご提示のうえ契約検査課までお問い合わせください。

沼津市契約検査課契約係

電話 055-934-4713